

第3回議会改革特別委員会

日時：令和2年12月11日（木）午前10時41分～

場所：市役所3階 会議室

コロナウイルス感染症に関わる対策会議等で開催できなかったが、3密回避対策をしながら定期的に開催していくこととした。

今日の会議では、下記のとおり意見を出し合い協議を行った。

【協議結果】

- ① 一般質問における通告および質問の方法について確認した。
- ② 予算特別委員会における質疑の方法について確認した。
- ③ 議会報告会の実施（実現）について、協議を行った。参集範囲や開催時期、進め方など実施に向けて調査、検討していく。
- ④ タブレット端末の導入について確認した。
- ⑤ 政策提案を想定した特別委員会の設置について、各会派において必要性など協議した上で検討していく。

【今後の検討事項】

- ① 協議結果の①、②について、質疑に対し答弁する理事者側は通告内容やその予算案の内容について、ある程度議員からの質問、質疑を想定し対応しているが、想定できない質問や容易に準備できない数値等は答弁できないケースがある。理事者側が議員に対して返答できるようにするため、一般質問の通告方法等を協議、確認し、その内容を議員に周知することとした。
- ② タブレット端末導入については、オンライン会議や緊急連絡網としての活用によりタブレット端末の必要性がさらに高まっている状況にあるため、改めて理事者側も含めた費用対効果や端末の機能性等を調査するほか、国の政策についても注視しながら、協議・検討していくこととした。